

障害児の保護者に変り

県が一時保護

建設のあゆみ	
7月～8月	
着工及び工事中の事業	
① 建築工事	
上塚共同利用施設新築工事	566.575m ²
完成した事業	
① 木戸台区内線	512.5m

傷病など緊急やむを得ない事由で外出しようとしても、心身障害児があるために外出できない、という障害児を持つ保護者に変つて県が十日間ぐらい障害児の面倒を無料でみましよう。という在宅心身障害児緊急一時保護事業が八月一日から始まりました。

この制度の対象となる障害児は県内に住む精神薄弱児、身体障害児及び重症心身障害児となっています。しかし、精神衛生法、伝染病予防法等の法律に基づいて医療機関での医療を受ける必要がある。

この制度を利用する場合は、役場福祉保健課に申し出て下さい。

③その他に、児童相談所長、支所長、福祉事務所長が特に障害児の保護を必要と認めたときのいずれかの事由が必要です。

採用分には二万円の賞金

昭和五十二年四月を一部給水開始目標に昨年四月、一市五町一村

で、山武水道企業団を設立いたしました。

そこで、これから建設するいろいろな水道施設に企業団のマークを入れることになりましたが、このマークを給水区域(構成市町村)の皆さんから広く募集して、親しまれる企業団の象徴としたいと思

家屋を新築したり増・改築・または、取壊した者について、例年のとおり八月から調査を行います。

この調査は、家屋について課税される固定資産税の適正を期すため行われるもので、今は昭和五十年一月以降に建築した家屋、あるいは、それ以前に建築した家

ると認められた者は対象外になります。このような児童の保護者が一時保護を申請するには、①保護者又は家族の疾病、事故及び出産等緊急事由により障害児の介護が一時的にできなくなつたとき。②冠婚葬祭等のため保護者又は家族が不在となるため、障害児の介護が一時的にできなくなつたとき。

③その他に、児童相談所長、支所長、福祉事務所長が特に障害児の保護を必要と認めたときのいずれかの事由が必要です。

1該当者に調べておいて頂くことがありますので、よろしく御協力下さ

ります。この調査は、家屋内部の造りについても調査させていただ

きますので、よろしく御協力下さ

ります。この調査は、家屋内部の

○家屋の所在地 ○所有者の住

所・氏名・建築年月日 ○建築

するため取壊した家屋の種類延床面積・所有者の住所氏名、

2家屋の取壊だけの場合も役場の

税務課までご連絡ください。



屋で調査もれの家屋について行います。

なお、この調査は、家屋内部の

造りについても調査させていただ

きますので、よろしく御協力下さ

ります。この調査は、家屋内部の

造りについても調査させていただ

ます。

なお、この調査は、家屋内部の

造りについても調査させていただ

きますので、よろしく御協力下さ

ります。

なお、この調査は、家屋内部の

造りについても調査させていただ

きますので、よろしく御協力下さ